

(工学部内規程第19号)

鳥取大学大学院工学研究科博士後期課程担当教員資格規程

(趣旨)

第1条 鳥取大学大学院工学研究科博士後期課程（以下「博士後期課程」という。）担当教員の資格については、この規程の定めるところによる。

(資格認定の要件)

第2条 博士後期課程の担当教員になることができる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、担当する専門分野に関し、極めて高度の教育研究上の指導能力があると認められる者とする。

- 一 博士の学位を有し、研究上の顕著な業績を有する者
- 二 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者

(担当教員の区分)

第3条 博士後期課程の担当教員の区分は、次のとおりとする。

- 一 博士後期課程の研究指導及び講義を担当する資格を有する教授
- 二 博士後期課程の研究指導及び講義を担当する資格を有する准教授
- 三 博士後期課程の研究指導補助及び講義を担当する資格を有する准教授
- 四 博士後期課程の研究指導補助及び講義を担当する資格を有する講師

(雑則)

第4条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は鳥取大学大学院工学研究科教員選考委員会規程（平成13年鳥取大学工学部規則第8号）に定める第一教員選考委員会の議を経て工学研究科長が定める。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

博士後期課程担当の資格審査について

平成18年第3回研究科委員会承認

平成20年4月1日一部改正

平成20年6月16日一部改正

本学工学研究科博士後期課程の主指導教員については、平成17年度第10回研究科委員会において履修規程の一部改正がなされ、准教授が主指導教員になることも可能となっている。

これに伴い、研究指導補助准教授を研究指導准教授とする場合の資格審査手続きについて整理する。

- 1 資格審査の申請は、当該講座から専攻長を通して研究科長に申請するものとする。
- 2 資格審査は、第二教員選考委員会において、主指導となる資格のみ審査するものとする。
- 3 第二教員選考委員会は、研究科委員会において設置を決定し、委員は当該講座及び当該講座以外から2名ずつ選出するものとする。
- 4 申請書類は、以下の5点を提出するものとする。
 - ① 教員資格審査申請書（様式イ）
 - ② 組織表（様式ロ）
 - ③ 調査書（様式ハ） ※教育歴等は不要
 - ④ 研究業績リスト（様式ハ－6－1，ハ－6－2）
 - ⑤ 学術論文・学位論文 2組 ※別刷は、まとめて1つにファイルする。
- 5 資格審査報告書に記載する事項は、以下の3点とするものとする。
 - (1) 経歴，(2) 研究業績，(3) 資格審査結果

〈補足説明〉

すでに授業を担当することは、採用もしくは昇任時の第一教員選考委員会及び第二教員選考委員会で審査済みであるため、あらためて第一教員選考委員会において審査する必要はない。

また、申請時の提出書類は、第一教員選考委員会に提出する書類のうち、主指導資格審査に必要となるものとする。